

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第241号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年4回 (6・9・12・3月)

定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第37回全国大会を開催

LGBT理解増進法案の成立をめざして

令和3年の第36回の全国大会を新型コロナウイルスの感染予防対策として中止したが、本年の第37回の全国大会は、フィジカルディスタンスを考慮して540名定員の会場で150名の参加者に限定し、5月27日午後2時から、自由民主党本部 8Fの大ホールにおいて開催した。

司会を東京都本部女性部長の新しい井裕美子さんが務め、開会の辞を



承認された中央本部三役、左より
平河・事務局長 野口・副会長 川上・会長 上田・副会長

上田藤兵衛・副会長が述べた。主催者代表あいさつで川上高幸・会長は、部落の実態調査(生活実態調査)を可能にする条例を地方自治体に求めている団体もあるが、部落の実態調査となると、やりようによっては新たな差別の発生、同和地域、同和関係者の固定化すら起こりうるかと考えているとし、これには断固反対する。と一部団体の条例化の動きを牽制した。

来賓あいさつでは、今回は来賓席が密にならないように、自由民主党を代表しての一名とし、高市早苗・政務調査会長を予定していたが、急遽、党務が入り出席できず、代わって古屋圭司・政務調査会長代行があいさつされた。(公社)全国人権教育研究協議会、全国隣保館連絡協議会からのメッセージと祝電の一部を披露して開会行事を終え、記念講演に移った。

今回の記念講演は、(一社)LGBT理解増進会の代表理事である繁内幸治さんが、「性的マイノリティとは」ーLGBT理解増進法の必要性についてーとのテーマでお話された。

今号の内容	
全国大会関係1P
講演の概要2P
祝電2P
令和4年度運動方針(その1)	...3~10P

議事では、議長に木村 仁・産業就労対策委員長と上田信輝・組織対策委員長が就いた。

第1号議案の令和3年度事業報告及び同決算報告並びに監査報告については、山口勝広・事務局長が事業報告と決算報告を行い、承認された。

第2号議案の令和4年度(令和6年度)役員選出については、文書決議の理事会で承認された事務局案を平河秀樹・事務局長が説明提案し、承認された。

第3号議案の令和4年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹・事務局長が一括提案し、承認された。

第4号議案のその他では、今回は特に議案はなかった。以上で大会議事を終え、閉会の辞を野口賢二・副会長が行い、第37回全国大会を終えた。

講演（概要）

（一社）LGBT理解増進会
代表理事 繁内 幸治

テーマ

「性的マイノリティとは」

ーLGBT理解増進法の
必要性についてー

ジェンダーアイデンティティ

・性同一性 自己の属する性別
についての認識に対する齊一
性の有無及び強弱

・性自認 自己の性別について
の認識

・セルフID 自己（セルフ）の
申告による性別を社会におい
て事実として通用させるよう
にする（ID）ことを指す。そ
の際には、医師の判断や性別
適合医療を受けているかどう
かは無関係。



記念講演を行う繁内幸治さん

祝電

衆議院議員

勝目 康▽田中英之▽谷川
とむ▽宗清皇一▽柳本頤

参議院議員

二之湯智▽松川るい

その他

前衆議院議員 木村やよい
▽しげもとまもる

大阪府関係

知事 吉村洋文▽府民文化部
人権局長 三ツ石浩幸

自由民主党・府議会議員団幹
事長 原田 亮

大阪市長 松井一郎▽自由民
主党市民クラブ大阪市の議員団

一同▽堺市長 永藤英機▽岸和
田市長 永野耕平▽豊中市長

長内繁樹▽吹田市長 後藤圭二
▽守口市長 西端勝樹▽八尾市

長 大松桂右▽寝屋川市長 広
瀬慶輔▽河内長野市長 島田智

明▽大東市長 東坂浩一▽和泉
市長

辻ひろみち▽箕面市長 上島一
彦▽柏原市長 富宅正浩▽高石
市長 阪口伸六▽交野市長 黒

田 実▽大阪狭山市長 古川照
人▽阪南市長 水野謙二▽門真
市長 宮本一孝▽泉南市長 山

本優真▽茨木市長 福岡洋一▽
枚方市長 伏見 隆▽泉大津市
長 南出賢一▽摂津市長 森山

一正▽羽曳野市長 山入端創▽
四条畷市長 東 修平▽東大阪
市長 野田義和▽藤井寺市長

岡田一樹▽田尻町長 栗山美政
▽太子町長 田中祐二▽熊取町

長 藤原敏司▽忠岡町長 杉原
健士▽豊能町長 塩川恒敏▽岬
町長 田代 堯▽能勢町長 上

森一成▽千早赤阪村長 南本
斎

京都府関係

知事 西脇隆俊

府議会議員

菅谷寛志▽二之湯真士▽田中
英夫▽田島よしみつ▽藤山裕紀
子▽萩原豊久▽古林良嵩▽森口
亨

京都市長 門川大作

同市議会議員 田中あきひで

同市議会議員 加藤昌洋▽寺
田一博▽富きくお▽西村よしな
お▽平山たかお▽森田 守▽吉
井あきら▽山本恵一

綾部市長 山崎善也▽宇治市
長 松村淳子▽亀岡市長 桂川

孝裕▽木津川市長 河井規子▽
京田辺市長 上村 崇▽京丹後
市長 中山 泰▽城陽市長 奥

田敏晴▽長岡京市長 中小路健
吾▽南丹市長 西村良平▽向日
市長 安田 守▽福知山市長

大橋一夫▽舞鶴市長 多々見良
三▽宮津市長 城崎雅文▽八幡
市長 堀口文昭▽伊根町長 吉

本秀樹▽宇治田原町長 西谷信
夫▽大山崎町長 前川 光▽笠
置町長 中 淳志▽京丹波町長

畠中源一▽久御山町長 信貴
康孝▽和束町長 堀 忠雄▽与
謝野町長 山添藤真▽南山城村
長 平沼和彦

熊本県関係

南阿蘇村長 吉良清一▽同教

育長 松野孝雄

令和 4 年 度 運 動 方 針

はじめに

本年は、大正 11 年 3 月に「人の世に熱あれ、人間に光あれ」との宣言を採択した「水平社」創立 100 年を迎えたことで、各新聞社は特集を組み報道している。

「水平社」は差別解消の取り組みの中心に徹底した糾弾闘争を置いたことで、社会全体の理解は得られず、「部落」は怖いという思いを拡散した。

昭和時代の戦時体制の中で「水平社」は消滅するが、戦後に「水平社」の思想を引き継ぐ「部落解放同盟」が発足し、激しい糾弾闘争も引き継ぎ、「部落」は怖いという思いに拍車を掛けたことで、「対話と強調」「子らにはさせないこの思い」を掲げた「自由同和会」の前身である「全日本同和会」が昭和 35 年に結成された。

「部落解放同盟」は「部落差別は未だに厳しい」と一貫として標榜していたが、今回の水平社創立 100 年を特集する新聞報道でのインタビュー記事で「部落解放同盟」の組坂繁之委員長は「水平社宣言が出されて以降、被差別部落の問題は大きく改善された。しかし差別は完全になくなったわけではない」と言わざるを得ない状況にあることを吐露していることに隔世の感を覚える。

私どもが主張する「同和問題は完全に解決の過程にある」とは大きな隔たりがあるが、私どもの主張を認めるかのような発言に驚きを禁じ得ない。

現状認識が一致すれば、「自由同和会」、「部落解放同盟」、(公社) 「全国人権教育研究協議会」、「全国隣保館連絡協議会」の 4 団体で結成した「人権会議」(平成 3 年 2 月に結成した「同和問題の現状を考える連絡会議」を改名) は「人権擁護法案」の内容に齟齬をきたし休眠状態になっているが、簡易・迅速・柔軟に人権救済ができる国家行政組織法の第 3 条機関としての「人権委員会」を中心とする、「人権擁護法案」を国民から理解される法案に見直し、成立のために、再度、「人権会議」として活動することを視野に入れた活動を行う。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず、2 回目の緊急事態宣言が令和 3 年 1 月 8 日に発出され、さらに 3 回目の緊急事態宣言が令和 3 年 4 月 25 日に発出され、感染予防として「三つの密」を避け、不要不急の外出の自粛が要請されたことで、理事会等の各種会議や毎年 5 月に自由民主党本部で開催している全国大会 (第 36 回) を中止した。これで 2 年続けての中止となった。

緊急事態宣言は 6 月 20 日に解除されたが、終息には至らず感染が続いていることで、毎年 11 月に開催している定期中央省庁要請行動と自由民主党本部において開催している幹部研修会も 2 年続けて中止した。

今回の幹部研修会は、ソーシャルディスタンスを考慮して、いつもの 901 会議室ではなく、約 500 名の定員の大ホールに 150 名の参加者での開催を予定していたが、参加する会員の健康を優先することにした。

新型コロナウイルスに翻弄された昨年であったが、新型コロナウイルスに立ち向かっている医療従事者等や新型コロナウイルスに感染した人に、差別的な言葉を投げつけたり、排除するような事態が全国で発生した。

新型コロナウイルスに感染した人も感染したくて感染したわけでもなく、まして、新型コロナウイルスに立ち向かっている医療従事者等には感謝しかなく、差別の対象にするなどとんでもないこ

とで、怒りしか湧いてこない。

政府もこのような事態を放置することはできないとして、令和3年2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正し、

- 1 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 2 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 3 前2号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

以上の3項目を加え、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うとした。

感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることがなきよう、国及び地方公共団体へ積極的に啓発活動を行うよう要請していく。

国や地方公共団体が積極的に啓発活動を進めた結果、最近では、医療関係者に対する差別的な取扱いは減少しているが、ワクチンを接種しない人に対する排除や差別的言動が増えていることから、差別的な取扱いを受けないよう、一層の啓発活動の強化を国や地方公共団体へ求めていく。

「障害者差別解消法」は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した条約を批准するために平成25年6月に制定されたもので、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めたものであり、これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」は令和3年5月に改正され、国や地方公共団体等と同様に義務となったので、会員の事業者には過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行うよう指導するとともに、事業者に対して合理的配慮を求めていく。

同法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が平成27年の2月に策定公表され、各省庁においても「国等職員対応要領」と「事業者のための対応指針」が作成された後、平成28年4月から施行されたが、今後はこれらに基づく各省庁の各種施策の実施状況を注視していく。

地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、「職員対応要領」の策定を求めている。大半の地方公共団体は策定済みだが、一部の市町村に遅れがあることから策定を急がせていく。

また、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図ることと、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市区町村は大幅に遅れていることから、この「協議会」が早期に設置されるよう市区町村に求めていく。

なお、洪水や高潮、津波が発生した場合に備える「水害ハザードマップ」は大半の市町村で作成済みだが、点字や音声を使用した目や耳が不自由な障害者向けの「水害ハザードマップ」の作成が大幅に遅れているので、市町村に作成を要請する。

障害者の雇用については、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務付けられたことで法定雇用率は、国と都道府県は2.3%から2.5%、教育委員会は2.2%から2.4%になったが、令和3年の3月か

らは国と都道府県は 2.5% から 2.6% に、都道府県の教育委員会は 2.4% から 2.5% に引き上げられた。平成 30 年に発覚した国や地方公共団体などが障害者の定義を拡大解釈しての水増し雇用については早期に改善が図られた。令和 3 年 6 月時点での国の雇用は前年の 9,336.0 人から 9,605.0 人で、前年の 2.83% から同率の 2.83% に、都道府県では前年の 9,699.5 人から 1 万,143.5 人で、前年の 2.73% から 2.81% に、市町村では前年の 3 万 1,424.0 人から 3 万 3,369.5 人で、前年の 2.41% から 2.51% に、教育委員会では前年の 1 万 4,956.0 人から 1 万 6,106.5 人で、2.05% から 2.21% に改善されたが、非常勤が多いので常勤雇用を増やすよう国や地方公共団体に求めていく。

民間企業でも、令和 3 年 3 月 1 日から法定雇用率 (2.2% → 2.3%、対象企業を従業員数 45.5 人以上から 43.5 人以上に拡大) が引き上げられた。令和 3 年 6 月 1 日時点での雇用数や実雇用率は 2.20% で対前年比 0.05 ポイント上昇していて過去最高を更新で、雇用障害者全体では 59 万 7,786.0 人 (その内訳、身体障害者は対前年比 0.8% 増の 359,067.5 人、知的障害者は 4.8% 増の 140,665.0 人、精神障害者は 11.4% 増の 98,053.5 人) で対前年 3.4% 増の 1 万 9,494.0 人の増になっているが、法定雇用率の達成企業の割合は対前年比 1.6 ポイントの低下の 47.0% で、半数以上の企業が達成していないので未達成企業に雇用の促進を強力に求めていく。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成 25 年 6 月に改正し、この改正に基づき、「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」と「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」を平成 27 年 3 月に策定している。

この指針も平成 28 年 4 月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られているかの点検も併せて行っていく。

更に、平成 30 年に発覚した障害者の定義の拡大解釈による国や地方公共団体の水増し雇用の反省から、令和元年にも「障害者の雇用の促進等に関する法律」は改正され、国及び地方公共団体での一層の雇用の促進と「障害者活躍推進計画作成指針」の策定とこの指針に即した「障害者活躍推進計画」の作成並びに「障害者雇用推進者」と「障害者職業生活相談員」の選任を義務付けたので、「障害者活躍推進計画」に基づく取り組みの実施状況を注視する。

令和 2 年 4 月より、障害者雇用に積極的に取り組む優良中小企業を認定する「もにす認定制度」が実施されているので、認定されるよう会員の事業者を指導していく。

ノーマライゼーション (共生社会) の観点からのインクルーシブ教育 (特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する) システムの推進として、都道府県が特別支援学校における自立活動の充実を図るため、医療的ケアのための看護師は 2,400 人 → 3,000 人の配置、また、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 (3,549 百万円 → 4,291 百万円)、学校における交流及び共同学習を通じて障害者を理解するため、「心のバリアフリーノート」 (小学生用、中高生徒用) を活用して、心のバリアフリーを促進するなど、「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増額しているが、更なる予算の拡充を文部科学省に求めていく。

特別支援教育としての新たな施策として、すべての新規採用教員を10年以内に2年以上、特別支援学級や特別支援校で経験させるよう全教委に通知したが、努力義務なので必須にするよう市町村教委に要請していく。

また、昨今、特別支援校へ通学する児童生徒が増えていることで教室の過不足を調査した結果、3,740教室が不足していることが確認されたことで、設備に対する補助率を上げるなど、教室不足の解消を促している。都府県教委や市町村教委にインクルーシブ教育を増やすか特別支援校の新設及び増築で教室を増やすよう要請する。

「医療的ケア児支援法」が昨年6月に成立したことで、特別支援校だけではなく地域の学校への通学が増えてくると思われるので、看護師等の配置について学校からの要請に応じられるよう市町村に働きかける。

なお、特別支援校には設置基準がなかったが、設置基準が初めて設けられ、本年4月から施行されるので、この基準を参考に見直すよう併せて要請していく。

本年4月から施行される改正バリアフリー法では、市町村での「基本構想」の策定、「心のバリアフリー」の推進が義務化され、また、特別特定建築物に公立の小・中学校が追加されたので、車いす使用者用のトイレやエレベーターの設置などバリアフリー化を市町村に求めていくが、新改築に限られているので既存の校舎も対象にするよう国土交通省に要請する。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為者の範囲を、養護者と障害者福祉施設の従事者及び障害者を雇用する事業主としており、特別支援校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成12年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の度重なる改正から、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する援助要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得ての立入調査と臨検・捜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策知的協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の権限を強化してきているが、平成29年の4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査や臨検・捜索が迅速・的確な対応ができるよう要件が簡素化されたにも拘らず、悲惨な事件が続いたことから、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の改正案が令和元年6月19日に成立した。

この改正では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化と関係機関間の連携強化等が図られ、しつけとして体罰を容認する風潮がある親権者等による体罰の禁止が明記された。

令和2年の2月にまとめられた指針「体罰等によらない子育てのために」～みんなで育児を支える社会に～では、

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、ほほを叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた

- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

以上の6項目の例も体罰に挙げ、虐待の定義として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待としている。

これら体罰や虐待を発見した場合には、通告義務があることから、速やかに都道府県の設置する福祉事務所か児童相談所に通告し、体罰や虐待の防止に努めるとともに、私どもも体罰等によらない子育てに努める。

なお、令和3年度に児童相談所が児童虐待として対応した件数は20万5,029人(速報値、1万1,249件増、対前年比5.8%増)で最高になっている。

体罰の根拠とされる民法第822条の親権者の「看護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」との条文を削除する民法の改正案が現在開催の第208回国会へ提出されているので削除されるであろう。

なお、令和3年の1年間に全国の警察が摘発した虐待事件は2,174件(前年比1.9%増、その内無理心中を含め死亡した子どもは前年より7人減の54人)で、被害を受けた子どもは2,219人(前年比2.2%増)になり、前年より警察から児童相談所に虐待を受けた疑いがあるとして通告された18歳未満の子供は10万8,059人(1,068人増、前年比1.0%増)と最高を記録している。

虐待で悲惨なケースが続いていることで、児童相談所の専門職である児童福祉士を今年度505人増員(5,168人→5,765人)するとともに、新たな児童虐待の専門職として「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」(仮称)を来年度に設ける予定で検討している。

また、今国会には虐待を受けた子どもを親から引き離す一時保護を行う際の手続きに、司法審査(裁判所が一時保護状を発行し7日以内に司法が介入するもの)を導入する児童福祉法の改正案が提出されている。

なお、厚生労働省は、新たに児童相談所の設置基準を人口50万~20万人当たり原則1か所の設置を求め、来年度の運用開始を目指している。

学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の拡大やいじめ問題への対応が明確化されてきたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。

基本方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒等については特に配慮が必要と明記され、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うことも明記された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が3か月以上継続しているとした。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基本方針」(平成25年10月)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重

大事態が発生しているにもかかわらず、「法」、「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしているので、今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないように、各学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の点検と、スクールカウンセラーについては、全公立小中学校 27,500 校への配置、いじめ・不登校対策のための重点配置 (1,000 校→2,000 校)、貧困対策のための重点配置 (1,400 校→1,900 校)、虐待対策のための重点配置 (1,200 校→1,500 校)、教育支援センターの機能強化 (250 箇所)、スーパーバイザーの配置 (90 人)、自殺予防教育の支援、スクールソーシャルワーカーについては、すべての中学校区への配置 (10,000 中学校区)、いじめ・不登校対策のための重点配置 (1,000 校→2,000 校)、貧困対策のための重点配置 (1,400 校→2,900 校、ヤングケアラー支援含む)、虐待対策のための重点配置 (1,500 校→2,000 校)、教育支援センターの機能強化 (250 箇所)、スーパーバイザーの配置 (90 人)、24 時間通話料無料の子供 SOS ダイアル (補助率 1/3)、SNS を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助率 1/3)、不登校児童生徒に対する支援推進事業 (補助率 1/3)、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進 (補助率 1/3)、今後役割に期待が持てるスクールロイヤーは、一部の地方公共団体で取り入れられ、文部科学省も全国に 300 名を配置するとしていたが、予算措置が見送られていることから、配置を文部科学省に求めていく。

令和 2 年度のいじめの認知件数 (小・中・高・特別支援校) については 517,163 件で、昨年度の過去最多の 612,496 件から 95,333 件 (15.6%) 減少しているが、ネット (パソコンや携帯電話を使用する) の誹謗・中傷) でのいじめの認知件数は、昨年度の 17,924 件から 946 件の増で 18,870 件の過去最高になった。

なお、自殺等重大事態については、昨年度の 723 件から 209 件 (28.9%) 減の 514 件になっている。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小・中学校は全面実施になっていることから、差別を「しない、させない、見逃さない」ことは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するよう求めていく。

性同一性障害や性的指向・性自認 (LGB-T) に係る児童生徒については、既に、平成 27 年 4 月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものをとの要望を受け、平成 28 年 4 月に教員向けとして「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況や問題点等を確認する。

子ども政策の司令塔になる「子ども家庭庁」が内閣府の外局として来年度に創設されるが、当初、予定されていた文部科学省の幼稚園やいじめ対策は移管されず、内閣府は少子化対策、子どもの貧困対策、児童手当、認定こども園を、厚生労働省は虐待対策、ひとり親家庭支援、母子保健、保育所を移管する。

この「子ども家庭庁」の創設に併せて、「子ども基本法案」が議員立法として今国会に提出されているが、子どもの権利が守られているかのチェックや虐待や貧困などを調査・勧告の権限を持つ行

政から独立した第三者機関「子どもコミッショナー」の設置については自由民主党内の意見がまとまらず見送られたが、5年後の見直し条項があるので、「子どもコミッショナー」の機能を取り入れるよう「人権委員会」を見直し、その設置を求めている。

また、「子ども家庭庁」の創設に併せて、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を全国の市町村に設置される予定。

これは現在二つに分かれている①母子保健法に基づき設置されている、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、②児童福祉法に基づき設置されている、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を一本化して「こども家庭センター」に改めるもので、令和6年度以降の設置を目指すとしている。

このセンターでは、家族の介護や世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」や虐待、貧困、若年妊婦など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画「サポートプラン」を作成して、家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うことを想定しているらしいので、全面的に協力する。

一方、女性の人権については、平成13年10月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)によって、平成14年4月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めている。(令和3年3月1日現在、全国302施設で、その内市町村が設置する施設は129施設)

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、令和2年度は12万9,494件で、令和3年に警察が対応したのも8万3,042件で前年度より399件(前年比0.5%増)増えており、加害者への指導や警告も前年より2,094件増の5万9,241件になっているが、検挙件数は前年より減少し、68件減の8,634件になっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合には、保護命令を発することができるとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたことで、平成26年の2,576件をピークに令和3年では前年の126件減少し1,334件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

なお、「ストーカー規制法」による相談件数は、平成29年の2万3,079件をピークとして、令和3年では1万9,728件で、前年より461件減少しているが、つきまといなどを禁止する禁止命令は前年より128件増の1,671件になり、937件が検挙されている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を都道府県・市区町村に求めている。

昨年の5月には、GPS 機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた改正が行われた。これで「ストーカー規制法」は3回目の改正になる。

今後もDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター（一時避難所）が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めていく。

また、民間シェルターは、全国で124運営団体（令和2年11月1日現在）があるが、いずれも財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、地方公共団体へより一層の財政支援を求めていく。

現在のDVやストーカーでの一時保護施設（婦人保護施設）は、売春防止法の売春を行うおそれのある女子を収容保護施設に基づいて運営されているが実態に合わないことから、DVや性被害、生活困窮などで苦しむ女性の支援を拡大する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」が超党派の議員立法として作成され、現在開催されている国会へ提出されているので、成立に向けて全面的に協力していく。

成立すれば、令和6年4月から、現在の「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」に改称される。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員301人以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組む内容を平成28年の4月1日までに、企業は行動計画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公表することを義務付けるものであったが、令和元年5月29日に改正案が成立したことで、これまでの従業員301人以上の企業が義務であった行動計画の策定が、本年4月からは101人以上も義務になったので、対象企業に行動計画の策定を求めていく。

「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメント（性的言動）は防止の措置を講じることになっているが、平成28年3月に「均等法」が改正され、マタニティーハラスメント（出産・妊娠）も平成29年1月からは防止の措置を講じなければならなくなったが、令和元年5月29日には「女性活躍推進法」と「労働施策総合推進法」の改正案が成立したことで、大企業（300人以上の企業）は、令和2年6月1日からパワハラ（上司などの優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること）防止の措置を講じることや相談窓口の設置が義務になりましたが、本年の4月からは中小企業もパワハラ禁止を就業規則に明記するなど、パワハラ防止策と相談窓口の設置が義務になったので、会員企業に指導していく。

なお、「女性活躍推進法」では女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設されているので、認定されるよう促していく。

また、政治の分野でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年の5月に成立しているので、女性の候補を増やすために女性だけの政治塾などを開催するよう政党に求めていく。

私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。